

第90期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

開催場所

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階
スノーベリーの間

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時15分

当日ご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりません
ので、あらかじめご了承ください。



株 主 各 位

証券コード 1852
2025年6月4日

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マルイト難波ビル

株式会社 **浅沼組**

代表取締役社長 浅沼 誠

第90期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面により事前に議決権行使をすることができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討の上（「**4** 電子提供措置に関する事項」ご参照）、〔議決権行使のご案内〕に従い、2025年6月25日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2025年6月26日（木曜日） 午前10時
2 場 所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 ホテルモントレ グラスミア大阪 21階 スノーバリーの間

3 目的事項

報告事項

- 第90期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第90期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4 電子提供措置に関する事項

- 当社は、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置を開始しております。なお、議決権行使書用紙につきましては、電子提供措置事項とせず、本招集ご通知に同封しております。
- 当社は、電子提供措置事項について、インターネット上の次のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにおいて、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイトのURL

<https://www.asanuma.co.jp/ir/sokai.html>



株主総会資料掲載ウェブサイトのURL

<https://d.sokai.jp/1852/tei/ji/>



上記の情報は、東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載されておりますので、そちらでも閲覧できます。
同ウェブサイトでは、〔簡易検索〕により会社名「浅沼組」又は証券コード「1852」を入力後〔検索〕→〔基本情報〕→〔縦覧書類／P R 情報〕→〔株主総会招集通知／株主総会資料〕の「情報を閲覧する場合はこちら」の順にご選択ください。

東京証券取引所ウェブサイトのURL

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(3) 当社は、前記（１）及び（２）にかかわらず、書面交付請求をされなかった株主さまには、電子提供措置事項のうち株主総会参考書類を書面でお送りしております。

■ その他の株主総会招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- (2) インターネット等と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- (3) 書面による議決権行使について、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものといたします。

以 上

- 電子提供措置事項について修正すべき事項が生じた場合には、前記4(2)のウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

オンデマンド配信（事後配信）のご案内



株主総会当日の模様をご覧いただけるよう本総会終了後、その一部についてオンデマンド配信（事後配信）を行います。

1 当社の指定する以下ウェブサイトアクセスしてください。

配信日時	2025年7月7日（月曜日）から
当社ウェブサイト	https://www.asanuma.co.jp/ir/sokai.html 上記URLにアクセスの上、「第90期定時株主総会オンデマンド配信」をクリック（タップ）してください。



2 再生ボタンをクリック（タップ）し、ご視聴ください。

■ ご注意事項

- ・配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ・ご使用の機器や通信環境等によっては、映像・音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。

議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使

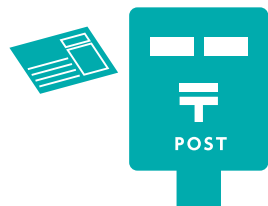


行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時15分まで

議決権行使は「株主総会ポータル[®]」又は「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従い行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご参照ください。

書面による議決権行使



行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時15分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

当日ご出席の場合



開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- ・本招集ご通知末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お越しください。
- ・サポートが必要な方は、座席への誘導及び筆談等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフまでお気軽にお声掛けください。
- ・ご用意できる座席数に限りがありますので、インターネット等又は書面による事前の議決権行使もご活用ください。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時15分まで

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



株主総会ポータル®URL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトURL ▶ <https://www.web54.net>

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)



上記に関するQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から議決権行使を行っていただくことが可能です。

書面交付請求をされた株主さまへのご案内

- (1) 電子提供措置事項である株主総会参考書類等を書面でお送りしております。
- (2) 法令及び定款の規定に基づき、次に掲げる事項について、ご送付した書面には記載せず、前記4(2)のウェブサイトに掲載しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
なお、書面交付請求をされなかった株主さまには、株主総会参考書類を書面でお送りしております。
- (3) ご送付した株主総会参考書類等の記載内容について修正すべき事項が生じた場合には、前記4(2)のウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

2022年9月1日に施行された改正会社法により、第88期定時株主総会からウェブサイトで閲覧する方法により株主総会資料を提供する制度（電子提供制度）が始まっております。
書面交付請求により書面で株主総会資料のお受け取りを希望される株主さまは、以下のお問い合わせ先までお申し出ください。

電子提供制度及び書面交付請求に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行証券代行部  0120-533-600
受付時間：午前9時～午後5時 土・日・祝日および12/31～1/3を除く

以 上



第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要施策の一つとして考え、それを実現するため、将来の事業展開に必要な新技術を開発しつつ、会社の競争力の維持強化に努め、業績に裏付けられた成果配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、財務状況及び業績などを総合的に勘案し、1株につき26円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金（1株につき15円）を加えた年間配当金は、1株につき41円となります。

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり26円

総額2,095,825,030円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

なお、当社は、株主の皆さまへの利益還元の機会を充実させるため、2024年6月27日開催の第89期定時株主総会において、中間配当制度の導入をご決議いただきました。



第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の3分の1以上が独立社外取締役となります。

本議案の内容につきましては、決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、構成員の過半数を独立社外取締役とし、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会〔事業報告（添付書類）[3](#)-6④ご参照〕における審議の上、取締役会の決議により決定しております。

当社の取締役会の構成について

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えるとともに、多様性と適正規模を両立させる構成となるよう努めております。

社内取締役（社外取締役以外の取締役をいいます。）及び独立社外取締役の構成は、次のとおりであります。

〔社内取締役の構成〕

当社は、社内取締役については、指名・報酬委員会内規において、代表取締役社長のほか、企画部門の統括責任者である戦略企画本部長、建築部門の統括責任者である建築事業本部長、土木部門の統括責任者である土木事業本部長、管理部門の統括責任者である管理本部長の5名体制としております。

当期の株主総会におきましては、5名の社内取締役候補者をお諮りさせていただきたいと存じます。

〔独立社外取締役の構成〕

当社は、独立社外取締役については、指名・報酬委員会内規において、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため3名体制とし、取締役会における独立社外取締役の員数割合を3分の1以上としております。また、他社での経営経験を有する者1名を候補者としております。

なお、女性の取締役候補者は1名であります。

当社のその他の取り組みについて

当社は、政策保有株式について継続して縮減する基本方針であり、毎期首の定例取締役会において、個別銘柄毎の保有の適否を検証しております。その残高は、2025年3月末時点で連結純資産比11.9%であります（なお、みなし保有株式の保有はありません）。

当社は、「サステナビリティ基本方針」に基づき、取締役会の下に社長執行役員を委員長とするサステナビリティ推進委員会を設置し、サステナビリティ関連の課題に積極的に取り組み、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に基づく開示、中核人財における女性・外国人・中途採用者の登用等の状況とその自主的かつ測定可能な目標を開示するとともに、「脱炭素化の推進、資源の循環、自然・社会との共生」を目指した「エコフレンドリー-ASANUMA21」を当期に改定し、取組みを強化しております。また、人権に関する国際規範を支持し、事業活動において人権尊重の責任を果たしていくための「人権方針」、協力会社等との連携を進めるための「調達方針」及び「パートナーシップ構築宣言」、並びに多様な利害関係者との価値協創を図るための「マルチステークホルダー方針」を開示しております。なお、2021年から2023年にかけて制定したそれらの各種方針は、環境の変化に応じて見直しを行うものとし、いずれも当期（2024年度）に一部改定しております。

当社の中期3ヵ年計画では、経営指標としてROE・資本コスト等を積極的に開示し、的確に把握した資本コストと株価を意識した経営を実践しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者 番 号	氏 名	当社における地位及び担当	取締役会 出席回数	属性	取締役 在任年数	指名・報酬 委員会
1	浅 沼 誠	代表取締役社長 社長執行役員	18回/18回	再任 男性	7年	○
2	豊 田 彰 啓	代表取締役 専務執行役員 戦略企画本部長	18回/18回	再任 男性	5年	○
3	藤 沢 正 宏	取締役 専務執行役員 建築事業本部長	18回/18回	再任 男性	5年	
4	寺 井 到	取締役 常務執行役員 土木事業本部長	14回/14回	再任 男性	1年	
5	八 木 良 道	取締役 常務執行役員 管理本部長	14回/14回	再任 男性	1年	
6	森 川 卓 也	取締役	16回/18回	再任 社外 独立 男性	5年	○
7	木 下 誠 也	取締役	14回/14回	再任 社外 独立 男性	1年	○
8	里 内 友貴子	—	—	新任 社外 独立 女性	—	



取締役 に期待する分野（スキル・マトリックス）

氏 名	企業経営 経営戦略	財務・会計 資本政策	法務・ コンプライ アンス・ リスク管理	サステナ ビリティ	人事・人材	建築事業	土木事業	海外事業	技術・IT
浅 沼 誠	●		●	●	●	●	●		●
豊 田 彰啓	●	●		●		●		●	●
藤 沢 正宏						●			
寺 井 到							●		●
八 木 良道		●	●	●	●			●	
森 川 卓也	●			●				●	
木 下 誠也			●			●	●		●
里内友貴子			●						

(注) 当社は、取締役会の構成を定めるに当たり、経営環境や事業特性等に応じて取締役の有するスキル等を適切な形で組み合わせることとしております。上記は、当社の経営戦略に照らし、各取締役が自ら備えるべきスキル等を特定した上で、その知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスであります。



候補者番号

1

あ さ ん ま

浅 沼

ま こ と

誠

再任 男性

(1972年4月18日生)

所有する当社の株式の数

1,433,745株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月	当社入社	2018年 6月	当社代表取締役社長
2009年 6月	当社本社社長室次長兼総務部長		社長執行役員（現任）
2015年 4月	当社執行役員リニューアル統括部長	2021年 5月	ASANUMA CONSTRUCTION LTD., INTERNATIONAL 取締役社長（現任）
	兼東京本店リニューアル営業部長		
2016年 4月	当社執行役員建築事業本部営業推進室長	2022年 4月	浅沼建物株式会社
	兼リニューアル・不動産担当		代表取締役会長（現任）
2018年 4月	当社副社長執行役員建築事業本部長		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の代表取締役として企業経営に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

候補者番号

2

と よ た あ き ひ ろ

豊 田 彰 啓

再任 男性

(1959年2月15日生)

所有する当社の株式の数

38,105株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2024年 4月	当社取締役専務執行役員
2010年10月	当社広島支店営業部長		戦略企画本部長
2013年 4月	当社大阪本店副本店長（営業担当）	2024年 4月	浅沼建物株式会社 取締役（現任）
2015年 4月	当社執行役員	2024年 6月	SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD. 取締役（現任）
	大阪本店副本店長（営業担当）		
	兼建築事業本部	2024年 6月	EVERGREEN ENGINEERING & CONSTRUCTION PTE. LTD. 取締役（現任）
2019年 4月	当社常務執行役員		
	大阪本店長兼建築事業本部副本部長	2024年 6月	当社代表取締役専務執行役員
2020年 6月	当社取締役常務執行役員		戦略企画本部長（現任）
	大阪本店長兼建築事業本部副本部長		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の企画部門を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。



候補者番号

3

ふじ さわ まさ ひろ

藤 沢 正 宏

再任 男性

(1959年5月15日生)

所有する当社の株式の数

33,855株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2019年 4月	当社常務執行役員 東京本店長兼建築事業本部副本部長 兼建築事業本部営業推進室長
2011年10月	当社東京本店営業第3部長	2020年 6月	当社取締役常務執行役員 東京本店長兼建築事業本部副本部長 兼建築事業本部営業推進室長
2012年 4月	当社東京本店営業第2部、第3部 統括部長	2021年 4月	当社取締役常務執行役員 東京本店長兼建築事業本部副本部長
2013年 4月	当社東京本店副本店長（建築営業担当） 兼建築事業本部	2023年 3月	当社取締役常務執行役員 建築事業本部長
2016年 4月	当社執行役員 東京本店副本店長（建築営業担当） 兼建築事業本部	2024年 4月	当社取締役専務執行役員 建築事業本部長（現任）
2018年 4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長 兼建築事業本部営業推進室長		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の建築部門を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

候補者番号

4

てら い いたる

寺 井 到

再任 男性

(1960年3月12日生)

所有する当社の株式の数

17,565株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2024年 4月	当社常務執行役員 土木事業本部長
2012年10月	当社東京本店土木営業部長	2024年 6月	当社取締役常務執行役員 土木事業本部長（現任）
2015年 4月	当社土木事業本部営業部東日本部長		
2020年 4月	当社執行役員 土木事業本部副本部長（東日本担当） 兼安全品質環境本部副本部長		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の土木部門を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。



候補者番号

5

や ぎ よ し み ち
八 木 良 道

再任 男性

(1960年10月25日生)

所有する当社の株式の数

21,165株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2023年 4月	当社執行役員社長室（東京）次長
2011年 6月	当社経理部長	2024年 4月	当社常務執行役員 管理本部長
2018年 4月	当社経理部長兼コーポレート・ コミュニケーション部長	2024年 6月	当社取締役常務執行役員 管理本部長（現任）
2018年10月	ASANUMA CONSTRUCTION LTD., INTERNATIONAL 取締役（現任）		
2020年 4月	当社執行役員社長室次長兼経理部長 兼コーポレート・コミュニケーション部長		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の管理部門を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

候補者番号

6

も り か わ た く や
森 川 卓 也

再任 社外 独立 男性

(1959年10月7日生)

所有する当社の株式の数

一株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	コクヨ株式会社入社	2022年 6月	伊藤忠エネクス株式会社 社外取締役（現任）
2005年 6月	同社取締役 コクヨS&T株式会社 代表取締役社長	2024年 3月	ネットスクウェア株式会社 代表取締役社長
2015年 4月	コクヨ株式会社 グループ上席執行役員	2024年11月	ショウワノート株式会社 取締役執行役員（現任）
2019年 1月	同社副社長特命担当		
2020年 6月	当社社外取締役（現任）		

社外取締役候補者の選任理由

森川卓也氏は、上記の経歴を有し、取引先（コクヨ株式会社）の出身者ですが、直近事業年度における連結売上高に対する取引金額の割合は、双方から見て1%未満と軽微であり、独立した立場で取締役に意見を反映させることができるものと判断し、社外取締役候補者に選任いたしました。

期待される役割

森川卓也氏は、長年国内大手文具・家具メーカーの経営に携わってきたことによる豊富な知識・経験を有していることから、企業価値向上のため期待される役割を適切に果たすものと判断しております。



候補者番号

7

きのした せい や

木下 誠也

再任

社外

独立

男性

所有する当社の株式の数

一株

(1953年11月19日生)

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1978年 4月	建設省（現国土交通省）入省	2024年 4月	一般社団法人社会基盤マネジメント
2008年 7月	国土交通省 近畿地方整備局長		研究所代表理事（現任）
2010年11月	愛媛大学防災情報研究センター 教授	2024年 6月	当社社外取締役（現任）
2014年 4月	日本大学生産工学部 教授	2024年10月	東京都市大学 客員教授（現任）
2016年 4月	日本大学危機管理学部 教授		

社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

木下誠也氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の経歴を有し、独立した立場で取締役会に意見を反映させることができるものと判断し、社外取締役候補者に選任いたしました。

期待される役割

木下誠也氏は、長年建設・防災分野に携わってきたことによる豊富な知識・経験等を有していることから、企業価値向上のため期待される役割を適切に果たすものと判断しております。

候補者番号

8

さと うち ゆ き こ

里内 友貴子

新任

社外

独立

女性

所有する当社の株式の数

一株

(1980年8月29日生)

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2008年12月	弁護士登録 白浜法律事務所（現弁護士法人白浜 法律事務所） 入所	2020年10月	京都家庭裁判所家事調停官
2016年 7月	里内法律事務所開設（現任）	2024年 4月	京都市男女共同参画審議会 委員（現任）
2019年 4月	京都弁護士会両性の平等に関する委員会 副委員長（現任）		

社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

里内友貴子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の経歴を有し、独立した立場で取締役会に意見を反映させることができるものと判断し、社外取締役候補者に選任いたしました。

期待される役割

里内友貴子氏は、弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験を有していることから、企業価値向上のため期待される役割を適切に果たすものと判断しております。



〔取締役候補者に関する特記事項〕

1. 当社との特別の利害関係

各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

取締役候補者のうち、森川卓也、木下誠也及び里内友貴子の3氏は、社外取締役候補者であります。当社は、3氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。各候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、森川卓也氏が5年、木下誠也氏が1年であります。また、里内友貴子氏は新任の候補者であり、新たに独立役員として届け出ております。

3. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は、森川卓也氏及び木下誠也氏との間で、社外取締役としての役割を十分に発揮できるよう、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は、当該契約を継続する予定です。また、新任の候補者である里内友貴子氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は、同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定です。

4. 取締役候補者との補償契約の内容の概要

当社は、浅沼誠、豊田彰啓、藤沢正宏、寺井到、八木良道、森川卓也及び木下誠也の各氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しており、各氏が取締役に選任され就任した場合、各氏との当該契約は継続されます。また、新任の候補者である里内友貴子氏が取締役に選任され就任した場合、当社は、同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。

5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、それにより、被保険者が当社の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、同内容の当該保険契約を更新する予定です。



第3号議案 監査役1名選任の件

監査役木村知子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の監査役は、4名のうち3名（過半数）が独立社外監査役となります。

本議案の内容につきましては、決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、構成員の過半数を独立社外取締役とし、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会〔事業報告（添付書類）[3](#)-6④ご参照〕における審議の上、取締役会の決議により決定しております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

き む ら と も こ
木村 知子

再任 社外 独立 女性

(1969年10月30日生)

所有する当社の株式の数

一株



略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録

2001年10月 田嶋伸幸法律事務所 入所

2008年 7月 木村知子法律事務所開設（現任）

2011年 4月 大阪弁護士会 常議員

2021年 6月 当社社外監査役（現任）

2022年12月 大阪府公安委員会 委員（現任）

社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

木村知子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の経歴を有し、弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験を有していることから、取締役の職務執行を適切に監査することができるものと判断し、社外監査役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. 木村知子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 木村知子氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
3. 当社は、木村知子氏との間で、社外監査役としての役割を十分に発揮できるよう、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が社外監査役に選任され就任した場合、当社は、当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、木村知子氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しており、同氏が監査役に選任され就任した場合、同氏との当該契約は継続されます。
5. 当社は、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、それにより、被保険者が当社の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。木村知子氏が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、同内容の当該保険契約を更新する予定です。



(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏 名	当社における地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	属性	監査役 在任年数
佐々木 勇 一	常勤監査役	18回/18回	13回/13回	現任 男性	6年
中 川 能 亨	監査役	16回/18回	12回/13回	現任 社外 独立 男性	5年
木 村 知 子	監査役	18回/18回	13回/13回	再任 社外 独立 女性	4年
大工舎 宏	監査役	18回/18回	13回/13回	現任 社外 独立 男性	3年

監査役に期待する分野（スキル・マトリックス）

氏 名	企業経営 経営戦略	財務・会計 資本政策	法務・ コンプライ アンス・ リスク管理	サステナ ビリティ	人事・人材	建築事業	土木事業	海外事業	技術・IT
佐々木 勇一			●						●
中 川 能 亨	●	●			●			●	
木 村 知子			●						
大工舎 宏	●	●		●					

(注) 当社は、監査役会の構成を定めるに当たり、経営環境や事業特性等に応じて監査役の有するスキル等を適切な形で組み合わせることとしております。上記は、当社の経営戦略に照らし、各監査役が自ら備えるべきスキル等を特定した上で、その知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスであります。

以 上



1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業の景況感は総じて良好であるものの、先行きの景気は減速する見通しであり、米国の関税政策やウクライナ・中東情勢などの地政学的リスクによる世界経済への影響も不安視され、不透明な状況が続いております。

当社グループの主たる事業である建設業界におきましては、公共建設投資及び民間建設投資ともに底堅く推移しており、建設投資全体としては名目値ベースでは前年度比で増加、実質値ベースでは前年度と同水準で推移しております。2025年度は前年度より伸び率は縮小するものの、建設投資全体としては引き続き堅調な投資が続くものと見ております。しかし、米国の政策動向等の影響には十分留意が必要と考えます。

このような状況の中、当社グループは、「中期3ヵ年計画(2024～2026年度)」をスタートさせてから1年が経過し、各施策を着実に遂行しております。3年間で注力する「6つのテーマ」を選定しておりますが、その一つである「国内コア事業の強化」では、受注時利益率や作業所の4週8閉所、施工体制等を確保できる受注の獲得に努める「選別受注」を一層強化いたしました。また、環境配慮や人の健康等に資する取組み「GOOD CYCLE PROJECT」における当社独自技術の提案強化が、設計施工や特命受注の増加にも寄与してきております。6つのテーマの一つである「ガバナンス・コンプライアンス・リスク管理の強化」においては、IR強化の一環で、より多くの投資家様へ当社の事業活動を知っていただけるよう多様な形態での投資家説明会の開催や、新しい投資家プラットフォームの活用を開始いたしました。さらに、「DX推進」においては、2024年3月に、経済産業省による「DX認定制度」で定める「DX認定事業者」の認定を取得いたしました。これはデジタル技術による社会変革に対して経営者に求められる事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」に対応し、DX推進の準備が整っていると認められた企業を認定する制度です。建設業界では労働人口の減少が進み、事業・技術継承が喫緊の課題と捉えており、DXによる業務効率化・生産性向上は、これらの課題解決に向けた一助になると考えております。当社は引き続きDXを推進してまいります。

その他の施策においても着実に取り組んでいくことで様々な社会変化に対応し、新技術開発による人材不足対策をはじめとした生産性の向上、既存技術の洗練や新領域へも挑戦し、多様に変化する経営環境の下、経営課題をしっかりと捉え、全役職員一丸となってさらなる企業価値向上を目指してまいります。



当社グループにおきましては、当連結会計年度の受注高は1,806億2千4百万円となり、前連結会計年度比1.8%の増加となりました。

売上高につきましては、1,670億5百万円となり、前連結会計年度比9.4%の増加となりました。

部門別売上高は、建築事業が1,413億7千万円（前年同期比9.6%増）、土木事業が222億9千1百万円（前年同期比9.0%増）、その他の事業が33億4千4百万円（前年同期比2.5%増）であります。

この結果、当社グループにおける受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	147,273	155,097	141,370	161,303
	土 木	35,098	25,526	22,291	38,529
	計	182,372	180,624	163,661	199,833
その他の事業		—		3,344	
合 計		182,372	180,624	167,005	199,833

損益に関しまして、売上総利益につきましては、179億9千1百万円（前年同期比27.2%増）となりました。

また、営業利益及び経常利益につきましては、それぞれ、営業利益68億6千7百万円（前年同期比69.3%増）、経常利益65億4千5百万円（前年同期比52.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、46億9千2百万円（前年同期比0.5%増）となりました。



2. 設備投資等の状況

当連結会計年度は、主に社内システムの機能拡張等の情報関連設備（ソフトウェア含む。）及び社内の情報環境整備等に投資を行い、その総額は6億1千7百万円でありました。

なお、施工能力に重大な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去等はありません。

3. 資金調達の状況

当社は経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。

4. 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、前年度より伸び率は縮小するものの、建設投資全体については引き続き底堅く推移するものと予想されます。しかしながら、海外景気の下振れや物価上昇、米国の政策動向等の影響について引き続き注視が必要です。

このような状況下、当社は2024年度を初年度とする新たな中期3ヵ年計画をスタートさせ1年が経過しました。3ヵ年で注力することとして選定した6つのテーマ毎に2026年度末時点でのKPIを定めておりますが、残りの2年間で計画を確実に達成できるよう、引き続き施策を遂行してまいります。6つのテーマのうちの一つに「国内コア事業の強化」を掲げており、受注時利益率や作業所の4週8閉所、施工体制等を確保できる受注の獲得に努める「選別受注」を一層強化したことに加え、昨今の資材・労務費が比較的安定してきたという外部環境もあり業績は堅調に推移しましたが、この状況は来期も引き続き推移するものと捉えております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

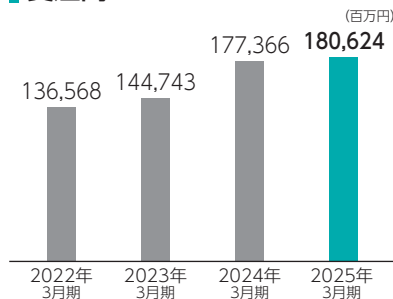


5. 財産及び損益の状況の推移

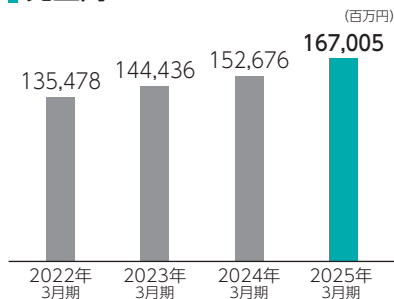
区 分			2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
受	注	高 (百万円)	136,568	144,743	177,366	180,624
売	上	高 (百万円)	135,478	144,436	152,676	167,005
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)			3,748	4,200	4,670	4,692
総	資	産 (百万円)	90,537	93,034	101,251	115,240
1株当たり当期純利益 (円)			46.47	52.10	57.96	58.21
自己資本利益率(ROE) (%)			9.0	9.7	10.2	10.1

(注) 当社は、2022年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2024年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、各期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。

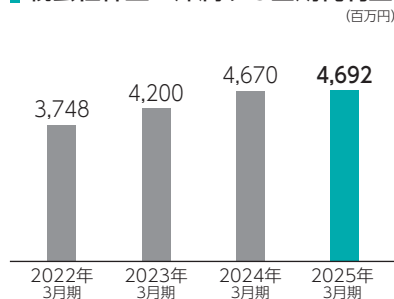
■ 受注高



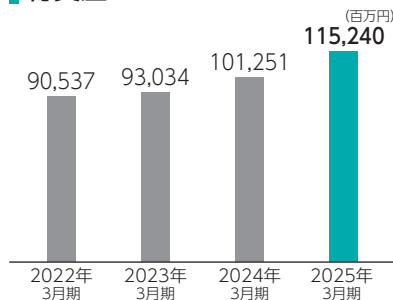
■ 売上高



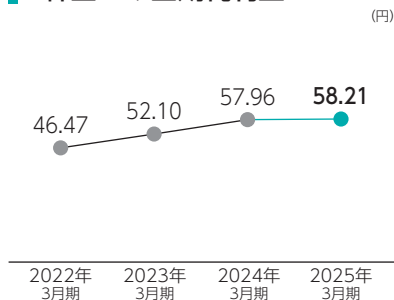
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



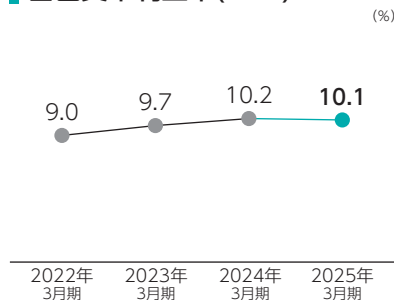
■ 総資産



■ 1株当たり当期純利益



■ 自己資本利益率(ROE)





6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
浅 沼 建 物 株 式 会 社	20百万円	100.0%	損害保険代理業
SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD.	100万SGD	80.0%	建物塗装・修繕工事請負業
EVERGREEN ENGINEERING & CONSTRUCTION PTE. LTD.	450万SGD	100.0%	(増改築) 建設工事請負業、電気・設備工事業、建物メンテナンス業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含め6社であり、このほか持分法適用会社1社があります。

2. EVERGREEN ENGINEERING & CONSTRUCTION PTE. LTD.に対する当社の出資比率は、2024年5月7日付で80.0%から100.0%となりました。なお、資本金（450万SGD）に変更はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許を受けて不動産に関する事業、建築物・関連設備の管理メンテナンス事業、損害保険代理業、建物塗装・修繕工事請負業を行っております。



8. 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 浪 速 区
大 阪 本 店	大 阪 市 浪 速 区
東 京 本 店	東 京 都 港 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 村 区
北 海 道 支 店	札 幌 市 豊 平 区
東 北 支 店	仙 台 市 青 葉 区
さ い た ま 支 店	さ い た ま 市 南 区
横 浜 支 店	横 浜 市 中 区
神 戸 支 店	神 戸 市 中 央 区
広 島 支 店	広 島 市 南 区
九 州 支 店	福 岡 市 博 多 区

② 子会社

名 称	所 在 地
浅 沼 建 物 株 式 会 社	大 阪 市 浪 速 区
SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD.	シ ン ガ ポ ー ル
EVERGREEN ENGINEERING & CONSTRUCTION PTE. LTD.	シ ン ガ ポ ー ル

9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
1,796名	3名減



10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,720
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,900
株 式 会 社 南 都 銀 行	2,870

- (注) 1. 上記の借入先には、PFI事業を営む連結子会社に対する株式会社足利銀行を幹事とするプロジェクトファイナンスローン1件（借入先7社）総額1,208百万円は含めておりません。
2. 株式会社りそな銀行の借入額には私募債600百万円、株式会社南都銀行の借入額には私募債390百万円を含めております。
3. 当社においては、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該実行残高はございません。



② 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 290,000,000株
2. 発行済株式の総数 80,786,290株（自己株式177,635株を含む）
3. 株 主 数 25,862名（前期比6,899名増）
4. 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,840	13.45
浅 沼 組 弥 生 会 持 株 会	4,140	5.14
平 和 株 式 会 社	3,200	3.97
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	2,613	3.24
住 友 不 動 産 株 式 会 社	1,830	2.27
浅 沼 誠	1,433	1.78
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	1,425	1.77
株 式 会 社 南 都 銀 行	1,235	1.53
浅 沼 組 自 社 株 投 資 会	1,146	1.42
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	943	1.17

（注）持株比率は、自己株式を控除して算出しております。



5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

対 象 者	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 3,780株	5名

(注) 当社の株式報酬制度に基づき非金銭報酬として交付されたものであり、その内容につきましては、後記[3-5①](#) (注) 3、② (1) (b) 及び③のとおりであります。

6. その他株式に関する重要な事項

2024年5月14日開催の取締役会の決議により、同年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合をもって分割いたしました。それにより、発行済株式総数は、80,786,290株、発行可能株式総数は、会社法第184条第2項の規定に基づき、290,000,000株となりました。

また、2024年6月27日開催の第89期定時株主総会の決議により、中間配当制度を導入いたしました。

2024年6月27日開催の取締役会の決議により、同年7月1日より同年7月4日（約定ベース）をもって当社普通株式60,000株（取得価額の総額232,353千円）の自己株式を取得いたしました。

また、2024年6月27日開催の取締役会の決議により、当社執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式報酬として、同年7月26日及び同年9月27日をもって当社普通株式175,177株（処分価額の総額152,262千円）の自己株式を処分いたしました。



3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅 沼 誠	社長執行役員	ASANUMA CONSTRUCTION LTD., INTERNATIONAL 取締役社長 浅沼建物株式会社 代表取締役会長
代 表 取 締 役	豊 田 彰 啓	専務執行役員 戦略企画本部長	浅沼建物株式会社 取締役 SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD. 取締役 EVERGREEN ENGINEERING & CONSTRUCTION PTE. LTD. 取締役
取 締 役	藤 沢 正 宏	専務執行役員 建築事業本部長	
取 締 役	寺 井 到	常務執行役員 土木事業本部長	
取 締 役	八 木 良 道	常務執行役員 管理本部長	ASANUMA CONSTRUCTION LTD., INTERNATIONAL 取締役
取 締 役	船 本 美 和 子		弁護士（虎ノ門第一法律事務所） 株式会社カーセブンデジフィールド 社外監査役 AZ-COM丸和ホールディングス株式会社 社外取締役 トレンドマイクロ株式会社 社外監査役
取 締 役	森 川 卓 也		伊藤忠エネクス株式会社 社外取締役 ショウワノート株式会社 取締役執行役員
取 締 役	木 下 誠 也		一般社団法人社会基盤マネジメント研究所 代表理事 東京都市大学 客員教授
常 勤 監 査 役	佐々木 勇一		
監 査 役	中 川 能 亨		総合警備保障株式会社 社外監査役 公益財団法人松下幸之助記念志財団 監事
監 査 役	木 村 知 子		弁護士（木村知子法律事務所） 大阪府公安委員会 委員
監 査 役	大工舎 宏		株式会社アットストリーム 代表取締役 大研医器株式会社 社外取締役 アットストリームパートナーズ合同会社 理事長



- (注) 1. 取締役船本美和子氏、森川卓也氏及び木下誠也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中川能亨氏、木村知子氏及び大工舎宏氏は、社外監査役であります。
3. 取締役船本美和子氏、森川卓也氏及び木下誠也氏、監査役中川能亨氏、木村知子氏及び大工舎宏氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役大工舎宏氏は、公認会計士の資格を有し、また企業経営に関する豊富な知識・経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当期中の取締役の異動
- (1)就任 2024年6月27日開催の当社第89期定時株主総会において、寺井到氏、八木良道氏及び木下誠也氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- (2)退任 2024年6月27日開催の当社第89期定時株主総会終結の時をもって、山腰守夫氏、森山起宏氏及び福田昌史氏が取締役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 補償契約に関する事項

当社は、前記「1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載の各取締役及び各監査役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。

当該契約においては、当社が被補償者に対して責任を追及する場合及び被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合の費用並びに和解の内容を当社が事前に承認しない損失について、当社は、補償義務を負わないことを定めております。

4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、被保険者（当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員）がその業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中（2024年12月26日から1年間）に被保険者に対する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。

保険金により填補される損害の範囲は、法律上の損害賠償金及び訴訟費用であり、保険会社の主な免責事由は、法令に違反することを被保険者が認識しながら行ったことに起因する損害賠償請求であります。

なお、保険契約の保険料は、当社が全額負担しておりますが、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害等については、保険金は支払われないものとしております。



5. 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬等の総額 （百万円）	支給員数 （名）
	金銭報酬		非金銭報酬		
	固定金銭報酬	業績連動金銭報酬	業績連動株式報酬		
取 締 役 （うち社外取締役）	125 （24）	28 （－）	16 （－）	170 （24）	11 （4）
監 査 役 （うち社外監査役）	31 （18）	－ （－）	－ （－）	31 （18）	4 （3）

（注） 1. 上記には、2024年6月27日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれています。

2. 業績連動金銭報酬の額の基礎として選定した業績指標の内容等は、次のとおりであります。

業績指標の内容	短期インセンティブとして、個別計算書類の営業利益の計画達成状況を指標としております。
業績指標を選定した理由	当該業績指標は、事業に直結した利益の指標であるためであります。
業績連動金銭報酬の額の算定方法	業績連動金銭報酬の総額は、当社「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」（後記③（2））に基づき、固定金銭報酬の総額に対して22.9%といたしました。当該総額は、業績指標の計画達成状況を勘案の上、役位に応じて配分するよう算定いたしました。
業績指標に関する実績	業績指標とした第89期における個別計算書類の営業利益は、2,305百万円であります。

3. 非金銭報酬につきましては、譲渡制限付株式として、役位に応じて決定された数の当社普通株式を、毎年一定の時期に付与いたします。当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、株主との価値の共有を中長期にわたって実現するため、株式の交付日から取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの期間としております。

非金銭報酬（業績連動株式報酬）の数の基礎として選定した業績指標の内容等は、次のとおりであります。

業績指標の内容	中長期インセンティブとして、中期経営計画におけるROE及びROICの計画達成状況を指標としております。
業績指標を選定した理由	当該業績指標は、中期の事業計画に直結した株主資本に対する収益力を示す最適の指標であるためであります。
業績連動株式報酬の数に相当する額の算定方法	業績連動株式報酬の数に相当する総額は、当社「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」（後記③（2））に基づき、固定金銭報酬の総額に対して12.8%といたしました。当該総額は、業績指標の計画達成状況を勘案の上、役位に応じて配分するよう算定いたしました。
業績指標に関する実績	業績指標とした第89期におけるROEは10.2%、ROICは4.5%であります。



② 株主総会の決議による取締役及び監査役の報酬等の定め

(1) 取締役

(a) 確定金額の報酬等

株主総会の決議の日	2021年6月25日
当該定めの内容の概要	確定金額の報酬等の総枠として月額20百万円以内（うち社外取締役分は月額4百万円以内）を支給する。ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない。
当該定めに係る員数	9名（うち社外取締役は3名）

(注) 確定金額の報酬等の総枠には、固定金銭報酬及び業績連動金銭報酬の総額が含まれております。

(b) 非金銭報酬

株主総会の決議の日	2021年6月25日
当該定めの内容の概要	固定金銭報酬及び業績連動金銭報酬の総額に係る確定金額の報酬等の総枠とは別枠で、非金銭報酬として、事前・無償交付型の譲渡制限付株式を各事業年度当たり400,000株（譲渡制限付株式の発行又は処分の決議日の前営業日の終値を基礎として各事業年度当たり70百万円）を上限として、社外取締役を除く取締役に付与する。
当該定めに係る員数	9名（うち社外取締役は3名）

(注) 当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、同年8月1日を効力発生日として、同年7月31日の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式1株につき5株の割合をもって分割することを決議いたしました。そのため、同年8月1日をもって上記の取締役に付与する株式数が80,000株から400,000株となりました。

(2) 監査役

株主総会の決議の日	1994年6月29日
当該定めの内容の概要	確定金額の報酬等の総枠として月額6百万円以内を支給する。
当該定めに係る員数	4名



③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定の方法

取締役会は、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（後記6④）の諮問及び答申を経た上で、会社法及び会社法施行規則に定める取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「当該方針」といいます。）を決議しております。

(2) 当該方針の内容の概要

当社は、取締役会において決議した当該方針について、今後も、環境の変化に応じた見直しを行ってまいります。その内容の概要は、以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬等は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するため、取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、社内取締役（社外取締役以外の取締役をいいます。）の報酬等は、固定金銭報酬、業績連動金銭報酬及び非金銭報酬（業績連動株式報酬）により構成し、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を求めている社外取締役に対しては、その職務に鑑み、固定金銭報酬のみを付与することといたします。

業績連動金銭報酬の額は、固定金銭報酬の額に対して40％程度を上限といたします。

業績連動株式報酬の数は、業績指標の内容として、中期経営計画におけるROE及びROIC計画を指標とし、固定金銭報酬の35％程度を上限といたします。その場合、固定金銭報酬の概ね25％の額から、業績指標の達成度合いに応じて調整した額が、譲渡制限付株式の発行決議日の前営業日の終値に、譲渡制限付株式の数を乗じた金額となるよう設定いたします。

以上より、社内取締役に対して報酬等を付与した場合（業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬を上限まで付与した場合）、付与する報酬全体に占める額の割合は、概ね、固定金銭報酬が60％、業績連動金銭報酬が20％、業績連動株式報酬が20％となります。

固定金銭報酬及び業績連動金銭報酬は、毎月25日に付与いたします。また、業績連動株式報酬は、毎年定時株主総会後に譲渡制限付株式を付与し、譲渡制限期間の満了その他の事由に該当した場合、譲渡制限を解除いたします。

なお、当社の監査役の報酬等は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するため、監査役に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう、固定金銭報酬のみといたします。各監査役の固定金銭報酬の額につきましては、監査役の協議により決定いたします。

（注）当社は、2024年6月27日開催の取締役会決議に基づき当該方針を改定し、非金銭報酬について、新たに中長期インセンティブの業績指標を設定し、業績連動株式報酬といたしました。それに伴い、業績連動金銭報酬を短期インセンティブとしております。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに当たり、固定金銭報酬の額及び業績連動金銭報酬の額並びに業績連動株式報酬の数について、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で、その諮問及び答申を経ることにより、その決定プロセスの透明性、公正性が確保され、当該方針に沿うものであると判断いたしました。



④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任

(1) 委任を受けた者の氏名並びに当社における地位及び担当

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、代表取締役社長 社長執行役員 浅沼 誠 氏に対して委任することを決定いたしました。

(2) 委任した権限の内容

委任した権限の内容は、固定金銭報酬の額、業績連動金銭報酬の額及び業績連動株式報酬の数の各社内取締役に対する配分を決定すること、並びに固定金銭報酬の額の各社外取締役に対する配分を決定することです。

(3) 委任した理由

後記(4)の委任した権限が適切に行使されるようにするために講じた措置に基づき、その権限行使による配分の決定(前記(2))が、適正かつ円滑に行われるようにするため、当該委任をいたしました。

(4) 委任した権限が適切に行使されるようにするために講じた措置の内容

具体的な固定金銭報酬の額、業績連動金銭報酬の額及び業績連動株式報酬の数の決定については、決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会における審議の上、取締役会の決議により決定いたしました。

前記(2)の権限行使による配分の決定については、指名・報酬委員会における審議に基づく答申の内容に従って、委任を受けた代表取締役社長 社長執行役員が決定いたしました。



6. 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社の関係
該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	船 本 美和子	当期開催の取締役会18回中18回に出席し、弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を活かし、議案等について発言を行っております。
	森 川 卓 也	当期開催の取締役会18回中16回に出席し、長年国内大手文具・家具メーカーの経営に携わってきたことによる豊富な知識・経験を活かし、議案等について発言を行っております。
	木 下 誠 也	当期開催の取締役会14回中14回に出席し、長年建設・防災分野に携わってきたことによる豊富な知識・経験等を活かし、議案等について発言を行っております。
社外監査役	中 川 能 亨	当期開催の取締役会18回中16回、監査役会13回中12回に出席し、長年国内大手電気機器メーカーの経営に携わってきたことによる豊富な知識・経験を活かし、内部統制システムやコンプライアンスについて発言を行っております。
	木 村 知 子	当期開催の取締役会18回中18回、監査役会13回中13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から内部統制システムやコンプライアンスについて発言を行っております。
	大工舎 宏	当期開催の取締役会18回中18回、監査役会13回中13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からリスク管理及び決算の在り方等財務全般について発言を行っております。

(注) 社外取締役木下誠也氏は、2024年6月27日（第89期定時株主総会の会日）に就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役と異なっております。



③ 期待される役割に関して社外取締役が行った職務の概要

氏 名	職務の概要
船 本 美和子	期待される役割を果たすため、弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験を活かし、企業価値向上のため適切に職務を行っております。 なお、船本美和子氏は、指名・報酬委員会の委員長であります。
森 川 卓 也	期待される役割を果たすため、長年国内大手文具・家具メーカーの経営に携わってきたことによる豊富な知識・経験を活かし、企業価値向上のため適切に職務を行っております。 なお、森川卓也氏は、指名・報酬委員会の委員であります。
木 下 誠 也	期待される役割を果たすため、長年建設・防災分野に携わってきたことによる豊富な知識・経験等を活かし、企業価値向上のため適切に職務を行っております。 なお、木下誠也氏は、指名・報酬委員会の委員であります。

④ 指名・報酬委員会の構成

氏 名	指名・報酬委員会	会社における地位（担当）
船 本 美和子	委 員 長	筆頭独立社外取締役
森 川 卓 也	委 員	独立社外取締役
木 下 誠 也	委 員	独立社外取締役
浅 沼 誠	委 員	代表取締役社長（社長執行役員）
豊 田 彰 啓	委 員	代表取締役 （専務執行役員戦略企画本部長）



4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	52百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査内容、職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、EVERGREEN ENGINEERING & CONSTRUCTION PTE. LTD.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているERNST & YOUNGの監査を受けております。
4. 当社の重要な子会社のうち、SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類



連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	97,664
現金預金	16,833
受取手形・完成工事未収入金等	73,588
未成工事支出金	1,900
その他の棚卸資産	74
未収入金	4,632
その他	823
貸倒引当金	△188
固定資産	17,576
有形固定資産	4,874
建物・構築物	2,776
土地	1,461
その他	636
無形固定資産	2,703
ソフトウェア	671
ソフトウェア仮勘定	99
のれん	853
顧客関連資産	1,031
その他	47
投資その他の資産	9,997
投資有価証券	6,277
退職給付に係る資産	1,708
繰延税金資産	1,276
その他	1,764
貸倒引当金	△1,029
資産合計	115,240

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	52,885
工事未払金	20,885
短期借入金	8,310
1年内返済予定の長期借入金	1,036
1年内償還予定の社債	600
未払金	220
未払法人税等	2,044
未成工事受入金	8,569
仮受消費税等	7,184
完成工事補償引当金	717
工事損失引当金	75
その他	3,243
固定負債	16,216
社債	390
長期借入金	11,221
繰延税金負債	220
退職給付に係る負債	4,198
その他	184
負債合計	69,102
純資産の部	
株主資本	42,411
資本金	9,614
資本剰余金	222
利益剰余金	32,706
自己株式	△131
その他の包括利益累計額	3,296
その他有価証券評価差額金	2,029
為替換算調整勘定	1,348
退職給付に係る調整累計額	△81
非支配株主持分	430
純資産合計	46,138
負債純資産合計	115,240



連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	163,661	
その他の事業売上高	3,344	167,005
売上原価		
完成工事原価	146,579	
その他の事業売上原価	2,434	149,013
売上総利益		
完成工事総利益	17,081	
その他の事業総利益	909	17,991
販売費及び一般管理費		11,124
営業利益		6,867
営業外収益		
受取利息及び配当金	241	
為替差益	33	
持分法による投資利益	3	
補助金収入	24	
その他	95	399
営業外費用		
支払利息	192	
支払保証料	48	
支払手数料	323	
貸倒引当金繰入額	146	
その他	10	721
経常利益		6,545
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	82	
その他	0	88
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	7	
減損損失	182	190
税金等調整前当期純利益		6,442
法人税、住民税及び事業税	2,106	
法人税等調整額	△437	1,669
当期純利益		4,773
非支配株主に帰属する当期純利益		81
親会社株主に帰属する当期純利益		4,692



貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	86,053	流動負債	49,286
現金預金	11,214	工事未払金	18,620
受取手形	57	短期借入金	8,310
電子記録債権	7,528	1年内返済予定の長期借入金	700
完成工事未収入金	60,191	1年内償還予定の社債	600
販売用不動産	30	未払金	119
未成工事支出金	1,900	未払費用	910
材料貯蔵品	43	未払消費税等	131
未収入金	4,631	未払法人税等	1,781
その他	637	未成工事受入金	8,388
貸倒引当金	△182	預り金	1,840
		仮受消費税等	7,087
固定資産	21,910	完成工事補償引当金	717
有形固定資産	4,558	工事損失引当金	75
建物・構築物	2,742	その他	2
機械装置・運搬具	30	固定負債	14,719
工具器具・備品	307	社債	390
土地	1,461	長期借入金	10,000
建設仮勘定	6	退職給付引当金	4,242
リース資産	9	その他	87
無形固定資産	819	負債合計	64,005
ソフトウェア	671	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	99	株主資本	41,928
その他	47	資本金	9,614
投資その他の資産	16,532	資本剰余金	2,205
投資有価証券	6,203	資本準備金	2,165
関係会社株式	6,433	その他資本剰余金	39
長期貸付金	97	利益剰余金	30,239
長期営業外未収入金	1,029	利益準備金	568
長期前払費用	37	その他利益剰余金	29,671
前払年金費用	1,871	固定資産圧縮積立金	269
会員権及び入会金	127	繰越利益剰余金	29,402
繰延税金資産	1,247	自己株式	△131
その他	512	評価・換算差額等	2,029
貸倒引当金	△1,029	その他有価証券評価差額金	2,029
資産合計	107,963	純資産合計	43,958
		負債純資産合計	107,963



損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	155,275	
その他の事業売上高	445	155,720
売上原価		
完成工事原価	139,765	
その他の事業売上原価	307	140,072
売上総利益		
完成工事総利益	15,510	
その他の事業総利益	137	15,647
販売費及び一般管理費		9,714
営業利益		5,933
営業外収益		
受取利息及び配当金	157	
為替差益	33	
その他	51	243
営業外費用		
支払利息	175	
支払保証料	48	
支払手数料	323	
貸倒引当金繰入額	146	
その他	10	704
経常利益		5,472
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	82	
その他	0	85
特別損失		
固定資産除却損	4	
減損損失	182	187
税引前当期純利益		5,370
法人税、住民税及び事業税	1,841	
法人税等調整額	△420	1,420
当期純利益		3,949



連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社浅沼組

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和久
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 謙一郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社浅沼組の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠して、株式会社浅沼組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算 書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社浅沼組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 村上 和久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小林 謙一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社浅沼組の2024年4月1日から2025年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示すること



にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については取締役等、会計監査人及び内部監査部門から、当該内部統制の整備運用状況と評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は無い旨の報告を取締役等、会計監査人及び内部監査部門から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社浅沼組 監査役会

常勤監査役 佐々木 勇 一 ㊞

監査役（社外監査役）中 川 能 亨 ㊞

監査役（社外監査役）木 村 知 子 ㊞

監査役（社外監査役）大工舎 宏 ㊞

以 上

<メモ欄>

Blank lined area for notes.

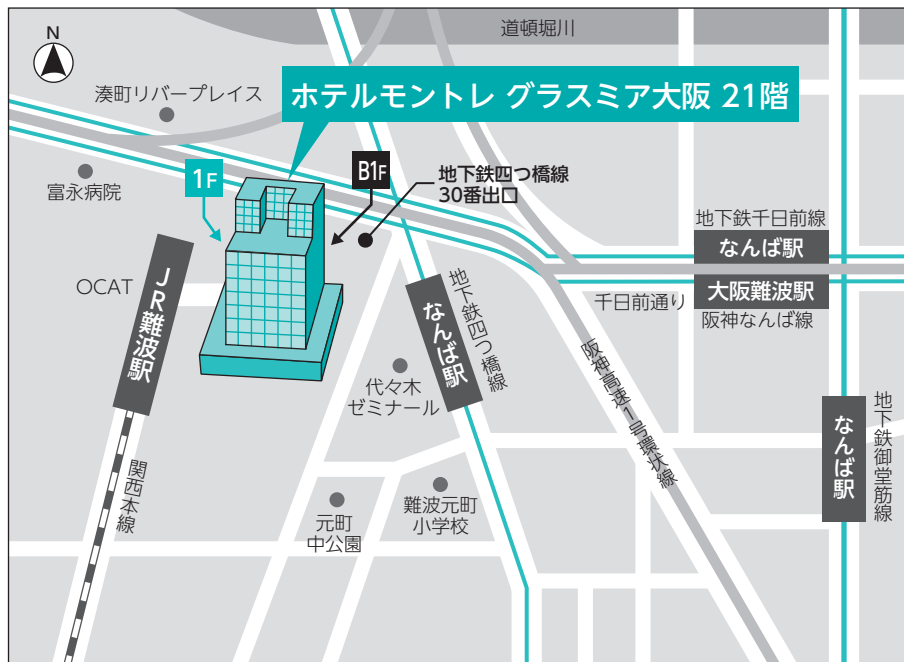
[illegible]

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, resembling notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the entire width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 | 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階 スノーベリーの間

電話 | 06-6645-7111 (代表) ※マルイト難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます。



南海なんば駅

3F北改札or2F中央改札より
徒歩約**10分**

地下鉄・近鉄・阪神をご利用の際は、
地下道30番出口にて直結

地下鉄四つ橋線なんば駅
B1F北改札より徒歩約**1分**

地下鉄千日前線なんば駅
B2F西改札より徒歩約**2分**

地下鉄御堂筋線なんば駅
B1F北西or北東改札より
徒歩約**5分**

近鉄・阪神大阪難波駅
B2F西改札より徒歩約**2分**

JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

JR難波駅
B1F改札より徒歩約**1分**

※駐車場の準備はいたしておりませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。

UD FONT

